

所沢市認知症カフェ事業委託仕様書

この仕様書は、所沢市認知症カフェ事業の実施にあたり、必要な事項を定めるものであり、業務実施にあたっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の公衆衛生に関する法令等の関係法令を遵守しなければならない。

1 事業内容

認知症のご本人やそのご家族が、地域の方や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う目的の「認知症カフェ」の実施にあたり、受託者は、下記の内容の事業を行うものとする。

- (1) 開催は月に1回以上、1回2～3時間程度の内容で、事業者が企画したもの。
- (2) 地域で認知症のご本人を支える方が参加しやすい企画を行うこと。
- (3) 茶菓等の提供を行い、参加者の交流の場を設けること。
- (4) 専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等）による、個別相談に対応が可能であること。
- (5) 介護予防サポーターや認知症サポーター等、所沢市が養成したボランティアの受け入れを行うこと。
- (6) 専門職種が個別相談に対応できるように配慮すること。
- (7) 相談内容により、地域包括支援センター等、適切な関係機関が行う支援につなぐこと。
- (8) 認知症のご本人が、主体的に参加し、自分でできることはできるだけ自ら行うものとし、可能な限り役割を担えるようにすること。
- (9) 必要に応じて地域包括支援センター等、関係機関との連絡調整を行うこと。

2 事業の対象者

認知症のご本人、そのご家族または介護する方、認知症サポーター及び認知症を地域で支える方等、誰でも自由に参加できるものであること。

3 委託期間

平成30年9月1日から平成31年3月31日までの期間とする。

4 実施場所・設備

- (1) 実施場所は、事業者の事業所または事業者の責任で確保する場所とする。

- (2) 個別相談を実施する際には、相談の内容が他の参加者に漏れることがないように、配慮するものとする。

5 人員配置

- (1) 事業の実施にあたっては2名以上の人員を配置すること。
※ボランティアとして参加する認知症サポーター等を人員配置に含めることは可能。
- (2) 認知症のケアに精通した専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等)による個別相談に対応が可能な体制を整備すること。
※2名以上の人員配置がなされ、参加者から個別相談が可能な体制を整備している場合、専門職が他の業務を兼務することは差し支えない。

6 名称

認知症カフェの名称は、受託者で決定することができる。ただし、「認知症」を直接使用しないもので、地域の理解を得られるものであること。なお、名称の副題は、「所沢市みんなのカフェ」を使用すること。

(例 ○○カフェ～所沢市みんなのカフェ～等)

7 計画書の提出期限

年間の開催計画を事業実施10日前までに提出すること。また、計画書の内容に変更がある場合は、文書により市に報告を行うこと。

8 委託料の支払い

平成30年9月のみ事業実施後の1か月払いとし、以降は事業実施後の3か月毎払いとする。請求書を受領後、30日以内に支払うものとする。

9 利用者負担および徴収等

- (1) 飲食に要する経費は、原則、利用者の負担とする。
- (2) 受託者は、利用者負担金額について事前に計画書に記載し、飲食等の提供を行う場合は、別途、必要な許可などについて市と協議すること。

10 実施報告書等

- (1) 受託者は、事業の開催ごとに実施報告書を作成し、翌月10日までに市へ提出すること。
- (2) 報告等に係る書類については、事業開始から5年間保存すること。

1 1 苦情対応、事故発生時の対応等

- (1) 受託者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ丁寧な対応により円満な解決を図るように努め、必要により市に報告すること。
- (2) 受託者は、利用者に対するサービスの提供に関して、受託者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、利用者に対して損害賠償等を速やかに行うものとし、その経過および結果を市に報告すること。

1 2 その他

- (1) 受託者およびその関係者は、業務上知り得た個人の秘密を正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。
- (2) 茶菓等の提供にあたっては、受託者は、別添「認知症カフェにおける食品の取扱いについて」を遵守すること。
- (3) 受託者は、市および関係機関との連絡を密にし、市の要請により会議等に出席すること。
- (4) この仕様書に示されていない事項については、市と協議のうえ誠実に実施すること。